# 大田区内部統制取組報告書(令和4年度)について

総務財政委員会令和5年8月15日

総務部 資料2番

総務課

所 管

# 1 大田区内部統制制度の概要

第1 大田区の内部統制制度(P1~3)

- (1)内部統制について、新しいものを構築することではなく「業務を適切に、そして効率的に行えるよう、リスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組み」と定義。
- (2)対象は「財務に関する事務」及び「情報セキュリティに関する事務」が中心。
- 2 内部統制推進体制
- (1)大田区内部統制推進会議(区長を会長とした、内部統制の推進に関する事項の決定機関)
- (2)統制機能部門連携会議(全部局に共通する事務の所管所属による、情報共有の場)
- (3)全部局(大田区内部統制推進会議での決定内容を推進)

# 第2 令和 4 年度の取組(P4~22)

### 1 内部統制の整備・運用

# (1)内部統制の整備・運用

事務事業の適正な執行をより確固たるものとし、区民から信頼される区政の実現を図るため、自らの業務に対し職員一人ひとりが責任と自覚を持つことを目指し内部統制の整備・ 運用に取り組んだ。

## (2)内部統制の取組

統制機能部門による研修、周知・啓発、自己点検チェックリストやリスクコントロール表等のツールを活用した全庁的なリスク対策及び調査・検査等に取り組んだ。また、各所属においてこれらのツール、マニュアル等を活用した業務におけるリスク対策に取り組んだ。

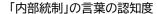
#### (3)新たな取組

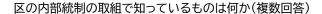
#### ア 内部統制推進研修

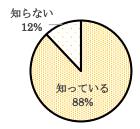
日常の事務事業におけるリスクマネジメント及び適正な事務事業の執行に関する具体的な対策について学ぶことで、職場における内部統制の重要性の理解を進めるために実施。

#### イ 内部統制に関する職員アンケート調査

内部統制についての理解がどの程度進んでいるか現状を把握するために実施。









# 2 内部統制における課題等

- (1)内部統制の基礎的な理解はあるが、具体的な取組、実践に十分にはつながっていない。
- (2)マニュアル、手引き等の整備は進んでいるが、リスクの共有等に活かしきれていない。
- (3)監査で指摘等があった所属では再発防止は図られているものの、他の所属で同様の指摘が続いている。

# 第3 今後の内部統制(P23~24)

# 1 目指す目標と到達点

事務事業の適正な執行をより確固たるものとし、「区民から信頼される区政」の実現を目指す。

# 2 今後の方向性と取組

- (1)区の現状に即した内部統制を段階的に整備・運用していく。
- (2)これまでの研修、周知、取組等について効果を検証の上、反復的、継続的に実施する。
- (3)所属長に加え職員が主体的に内部統制に取り組むための「(仮称)内部統制推進員」を設置する。
- (4)リスク対策の拡充のためリスクコントロール表を財務事務へ拡大する。
- (5)監査指摘事項、リスクコントロール表から明らかとなった全庁的なリスクへの対応として、リスクの見える化、共有化のためのツール等を活用し、組織全体のリスク対策、全庁的な再発防止、 未然防止に取り組む。

## 内部統制のステップアップ

